

【ドイツ】放射線防護法の制定

主幹 海外立法情報調査室 泉 眞樹子

* 放射線防護に関する包括的な新法が、2017年に制定され、2018年末に全面施行された。同法は、EU指令を国内法化し、最新の科学的知見に基づき医療被ばくや職業被ばく等の規制を強化するとともに、原子力施設の大規模事故への準備及び対応を拡充したものである。

1 ドイツにおける放射線防護法制と新たな立法

放射線防護とは、人間と環境を放射線被ばくや放射性物質による汚染から防護し、健康への悪影響（放射線障害）の発生を防止することを意味する。EUにおいては、国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年勧告¹に沿って、2013年に欧州基本安全基準（理事会指令2013/59/Euratom²）が制定されており、加盟各国における国内法化が2018年2月6日までに求められていた。

ドイツでは、原子力の平和利用に関して、原子力法³、放射線防護予措置法⁴、放射線防護庁設置法⁵等が制定され、より具体的な規定としては放射線防護令⁶やレントゲン令⁷等の法規命令が発布されていた。このような様々な法令を整理し再編して、放射線防護について包括的に規定する「放射線の有害作用からの防護に関する法を再編する法律」⁸が、2017年5月12日に制定された⁹。同法は、同年6月27日に連邦大統領の認証を得て、7月3日に公布され、翌4日と10月1日の一部施行を経て、2018年12月31日に全面施行された。

同法は、EU指令を国内法化するとともに、2013年の連邦議会選挙後の連立協定¹⁰における同意事項（放射線防護の法令を刷新する。原子力施設における大災害に対する緊急時放射線防護について、福島を経験を踏まえた考え方に調和させる。）を実現するものである。

2 新法の概要

同法は全33条の条項法¹¹であり、第1条（Artikel）で「放射線の有害作用からの防護に関する法律（放射線防護法）」¹²を制定し、他に原子力法等16の法律及び12の法規命令の改正、放

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年6月12日である。

¹ ICRP, *The 2007 Recommendations of the International Commission on Radiological Protection*. (邦訳書名: 国際放射線防護委員会 (日本アイソトープ協会訳) 『国際放射線防護委員会の2007年勧告』日本アイソトープ協会, 2009.)

² Council Directive 2013/59/Euratom of 5 December 2013 laying down basic safety standards for protection against the dangers arising from exposure to ionising radiation, and repealing Directives 89/618/Euratom, 90/641/Euratom, 96/29/Euratom, 97/43/Euratom and 2003/122/Euratom, OJ L13, 17.1.2014, pp.1-73.

³ Atomgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 15. Juli 1985 (BGBl. I S. 1565). 同法は1959年制定。

⁴ Gesetz zum vorsorgenden Schutz der Bevölkerung gegen Strahlenbelastung (Strahlenschutzvorsorgegesetz) vom 19. Dezember 1986 (BGBl. I S. 2610)

⁵ Gesetz über die Errichtung eines Bundesamtes für Strahlenschutz vom 9. Oktober 1989 (BGBl. I S. 1830)

⁶ Verordnung über den Schutz vor Schäden durch ionisierende Strahlen (Strahlenschutzverordnung) vom 20. Juli 2001 (BGBl. I S. 1714). 同法規命令に関しては、濱野恵「放射線防護令」『外国の立法』No.266, 2015.12, pp.31-86.

<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9578208_po_02660004.pdf?contentNo=1> を参照。

⁷ Röntgenverordnung in der Fassung der Bekanntmachung vom 30. April 2003 (BGBl. I S. 604)

⁸ Gesetz zur Neuordnung des Rechts zum Schutz vor der schädlichen Wirkung ionisierender Strahlung vom 27. Juni 2017 (BGBl. I S. 1966).

⁹ 法案審議過程については、以下を参照。Deutscher Bundestag, *Basisinformationen über den Vorgang*. [ID: 18-79575] <<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP18/795/79575.html>>

¹⁰ „Deutschlands Zukunft gestalten: Koalitionsvertrag zwischen CDU, CSU und SPD: 18. Legislaturperiode“, (16.12.2013.) S.43.

¹¹ 条項法 (Artikelgesetz) とは、複数の条 (Artikel) から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

¹² Gesetz zum Schutz vor der schädlichen Wirkung ionisierender Strahlung (Strahlenschutzgesetz) vom 27. Juni 2017 (BGBl. I S.

放射線防護予措置法の廃止等を規定する。

放射線防護法は、全 8 章 218 条と 9 の附則から成る。各章の構成は、第 1 章「総則」（第 1 条～第 5 条）、第 2 章「計画被ばく状況における放射線防護」（第 6 条～第 91 条）、第 3 章「緊急時被ばく状況における放射線防護」（第 92 条～第 117 条）、第 4 章「現存被ばく状況における放射線防護」（第 118 条～第 160 条）、第 5 章「被ばく状況調査規定」（第 161 条～第 177 条）、第 6 章「放射線防護法令による監督、行政手続」（第 178 条～第 183 条）、第 7 章「行政官庁」（第 184 条～第 193 条）、第 8 章「最終規定」（第 194 条～第 218 条）である。

さらに 2018 年 12 月 5 日には、全 20 条の「放射線防護法を更に刷新する法規命令」¹³が發布され、第 1 条 (Artikel) で新たな「放射線防護令」¹⁴が定められた。その他、3 つの法規命令の發布、15 の法規命令の改正、施行日（大部分は 2018 年 12 月 31 日施行）、旧放射線防護令とレントゲン令の廃止が規定されている。

3 主な内容

新たな放射線防護に関する法令は、最新科学知識の反映、分かりやすい形式への整理、予期できる被ばく（計画被ばく及び現存被ばく）と緊急時被ばくとを区別した上での規定の明確化並びに重複規定の解消を目的とする。今回整備された主な規定内容は、次のとおりである。

①計画被ばく：医療や研究分野、職場等における放射線利用の規制及び監視の強化

- ・防護手続や承認要件の再編、報告義務、モニタリング
- ・レントゲン施設等の定義の明確化
- ・放射性物質の添加禁止品に、化粧品やタトゥー（刺青）の材料を追加
- ・放射線防護登録簿¹⁵における職業的被ばく者への個人番号の付与（職業被ばくの管理強化）
- ・実効線量（放射線被ばくによる全身影響を表すもの）の基準値超過時の報告義務

②現存被ばく：家屋・建材、放射性物質による汚染地区等での防護

- ・住居におけるラドン¹⁶濃度の監視、高濃度地域の指定（ラドン予防地域）
- ・建築用材からの被ばく防護に関する法的根拠
- ・緊急事態後の廃棄物管理、汚染地区で発生した汚染土・汚染水からの防護基準

③緊急時被ばく：ドイツや近隣諸国で放射性物質が環境中に大量放出される緊急事態への対応

- ・連邦及び州による緊急事態対応計画の策定及び調整
- ・連邦放射線状況センター¹⁷の設置（連邦全体の放射線状況の現状評価、予測、対策勧告発信）
- ・防護効果剤（ヨウ素カリウム錠剤）の連邦による調達、州による分散保管及び配給
- ・法施行後 5 年以内での連邦政府による緊急事態管理体制の評価及び報告

1966)

¹³ Verordnung zur weiteren Modernisierung des Strahlenschutzrechts vom 29. November 2018 (BGBl. I S. 2034)

¹⁴ Verordnung zum Schutz vor der schädlichen Wirkung ionisierender Strahlung (Strahlenschutzverordnung) vom 29. November 2018 (BGBl. I S. 2034, 2036)

¹⁵ 放射線防護登録簿 (Strahlenschutzregister: SSR) は、連邦放射線防護局 (Bundesamt für Strahlenschutz: BfS) が運営する。BfS は、年間許容被ばく量、就業可能年数限度、放射線透過状況の監視等を行っている。„Das Strahlenschutzregister (SSR).“ BfS website <http://www.bfs.de/DE/themen/ion/strahlenschutz/beruf/strahlenschutzregister/strahlenschutzregister_node.html>

¹⁶ ラドンは、地下に広く存在するラジウムから発生する放射性の希ガスで、肺がんリスクを高める要因となる。ヨーロッパのような石作りの家で生活する地域では、屋内ラドン濃度が高くなって、被ばく線量が高くなる傾向がある。「屋内ラドン」環境省ウェブサイト <<https://www.env.go.jp/chemi/rhm/h28kisoshiryo/h28kiso-02-05-07.html>>

¹⁷ 連邦放射線状況センター (Radiologisches Lagezentrum des Bundes) は連邦環境省 (BMU) が設置し、連邦放射線防護局 (BfS) が運営の大部分を担当する。„Neues radiologisches Lagezentrum beim Bundesumweltministerium.“ BMU website <<https://www.bmu.de/pressemitteilung/bund-und-laender-verbessern-rechtsrahmen-fuer-notfallmanagement/>>